

(その1)

収 支 報 告 書

- (ふりがな)
- 1 政治団体の名称 おかだ やすひろ じえんかい
岡田 康弘 後援会
- 2 主たる事務所の所在地 津山市 川崎 98-7
- 3 代表者の氏名 岡田 康弘
- 4 会計責任者の氏名 岡田 康弘

事務担当者の氏名 岡田 康弘

電話番号 0868-26-2400



☐ 解 散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、さくら色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 (現・候)	
(※)選挙区名	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間	
平成	年 月 日 から
平成	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

平成 28 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	支部
☐ 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2	第1項の規定による政治団体
☒ その他 の 政 治 団 体	その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類 (現・候)	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成	年 月 日 から
平成	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌年への繰越額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)				0人

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

☐

有

☒

無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年 / 月 4 日

政治団体の名称 岡田康弘後援会

会計責任者の氏名 岡田康弘



※解散する場合以外は、代表者の氏名等は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名

印

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（注1） 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2） 政治団体が解散する場合、解散する年の最後の収支報告書には、代表者の記名押印又は署名が必要です。署名の場合は必ず代表者本人が自署してください。